

第 1 1 編の 2

報告徴収及び立入検査

第 1 1 編の 2 報告徴収及び立入検査

第 1 章	総則	1
第 2 章	報告徴収	1
第 1 節	報告徴収を行うべき事案	1
第 2 節	報告徴収を行う部署	1
第 3 節	報告徴収を行う際の手順と留意事項	1
1	報告徴収すべき事案の決定	1
2	報告徴収すべき事項の決定	2
3	対象となる特定技能所属機関等への通知	2
4	報告書及び帳簿書類の受理	3
5	報告等結果に基づく立入検査の実施	3
6	報告等がない又は報告等に虚偽がある場合の対応	3
7	本庁への結果報告	4
第 3 章	立入検査	4
第 1 節	立入検査を行うべき事案	4
第 2 節	立入検査を行う部署	4
第 3 節	立入検査を行う際の手順と留意事項	4
1	立入検査を行うべき事案の決定	4
2	解明すべき事項の決定	5
3	事前準備	5
4	立入検査の実施	5
(1)	立入検査に当たっての留意点	5
(2)	立入検査の進め方	6
(3)	立入検査を拒否等された場合の対応	6
(4)	立入検査結果報告書の作成	7
(5)	本庁への結果報告	7
(6)	FEISへの入力	7
第 4 章	陳述録取書の作成	7
第 1 節	陳述録取書の位置付け	7
第 2 節	聴取を行うに当たっての事前準備	8

第3	聴取を行う際の被聴取者への説明事項	9
第4	聴取に当たっての基本的態度	10
1	聴取に当たっての留意点	10
2	ありのままの陳述を引き出すための留意点	10
第5	聴取方法	11
1	資料の提示（事前に提出された資料を説明させる場合等）	11
2	質問の仕方	12
3	聴取する基本的事項（氏名・年齢・職業・住所・職歴）	14
4	聴取すべき事項	15
5	陳述録取書に記載する際の留意点	16
6	矛盾点の確認	18
7	提出資料等の処理（聴取の際に提出・提示された資料を説明させる。）	18
8	署名	19
9	奥書	20
10	訂正・増減変更の申立て	21
11	割印	22
12	補充調査	22
第5章	様式	22